

平成29年度整備分第1回草加市地域密着型サービス事業者募集要領

1 公募の趣旨

草加市（以下、「市」という。）では、平成27年度から平成29年度を期間とした「第六次草加市高年者プラン」（平成27年3月策定）（以下、「高年者プラン」という。）に基づき、地域密着型サービスの整備を進めております。また、市の基本的な考え方を示した「草加市地域密着型サービス等事業者の公募及び指定に関する指針」（平成27年7月）を策定し、事業者の指定は、公募・選定により行うこととした。

本公募は、高年者プランに基づき、平成29年度に整備を計画する地域密着型サービス事業者を指定するに当たり、その指定予定事業者を決定するために行うものです。

2 公募する日常生活圏域別の地域密着型サービスの種類

（1）公募する日常生活圏域別の地域密着型サービス

本公募における日常生活圏域別の地域密着型サービスの種類は、以下のとおりです。

サービス名	圏域	事業所数
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 又は看護小規模多機能型居宅介護	※松原・草加東部	1事業所
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護		1事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1事業所

※松原・草加東部圏域については、団地居住者の高齢化の進展等の問題に対応するため、UR都市機構が実施する草加松原団地の建替え事業に伴う整備に関するものとし、UR都市機構が公募を行い、UR都市機構と基本協定を締結した事業者または基本協定を締結した者が運営を委託する事業者（UR都市機構に申請済であること）を市の選定基準に従い審査、選考し、市が選定するものです。

※公募するサービスを複数併設することを可とします。

（2）草加市の日常生活圏域について

	圏域名	対象住所
①	谷塚・瀬崎	瀬崎1～7、谷塚1～2、谷塚町
②	谷塚西部	谷塚上町、谷塚仲町、両新田東町、両新田西町、新里町、柳島町、遊馬町
③	草加中央・稻荷	神明1～2、住吉1～2、高砂1～2、手代町、吉町1～5、稻荷1～6、中央1～2

④	草加西部	草加1～5、西町、氷川町
⑤	松原・草加東部	松原1～5、栄町1～3、松江1～6
⑥	安行	原町1～3、北谷1～3、北谷町、小山1～2、花栗1～4、苗塚町
⑦	川柳・新田東部	柿木町、青柳1～8、青柳町、八幡町、中根1～3、弁天1～6
⑧	新田	新栄1～4、長栄1～4、清門1～3、旭町1～6、金明町、新善町

※参考 第六次高年者プランにおける施設整備予定数

サービス名		平成 26年度 時点	第6期 整備数	平成 27年度 整備	平成 28年度 整備	平成 29年度 整備	平成 29年度 時点
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所数	0か所	1か所	0か所	0か所	1か所	1か所
認知症対応型通所介護	事業所数	5か所	1か所	0か所	0か所	1か所	6か所
	定員	69人	12人	0人	0人	12人	81人
小規模多機能型居宅介護	事業所数	2か所	2か所	0か所	1か所	1か所	4か所
	定員	50人	50人	0人	25人	25人	100人
認知症対応型共同生活介護	事業所数	12か所	2か所	0か所	1か所	1か所	14か所
	定員	207人	36人	0人	18人	18人	243人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	事業所数	2か所	1か所	0か所	0か所	1か所	3か所
	定員	58人	29人	0人	0人	29人	87人
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	0か所	1か所	0か所	0か所	1か所	1か所
	定員	0人	25人	0人	0人	25人	25人
地域密着型通所介護(移行分)	事業所数		24か所		24か所	0か所	24か所
	定員		240人		240人	0人	240人

第六次草加市高年者プラン 抜粋

3 スケジュール

年月日	内容	備考
平成28年 3月 1日	募集要領配布	市ホームページ等で周知
平成28年 6月 6日	申請受付開始	電話にて予約の上、ご来庁ください。
平成28年 6月下旬	第一次審査（書類審査）及	日時については、追って通

	び第二次審査（選考委員会による選考）の実施	知します。
平成28年 7月下旬	草加市地域包括支援センター等運営協議会の開催（選考報告・選定協議）	
平成28年 8月上旬	事業者決定（市長決裁）	

4 応募手続

本公募は松原・草加東部圏域における団地居住者の高齢化の進展等の問題に対応するため、UR都市機構が実施する草加松原団地の建替え事業に伴う整備に関するものとすることから、UR都市機構が公募を行い、UR都市機構と基本協定を締結した事業者または基本協定を締結した者が運営を委託する事業者（UR都市機構に申請済であること）のみ応募できます。

本公募への申込みを希望する事業者は、次により公募申請に関する書類を提出してください。提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

（1）公募申請書の提出

①公募申請に関する提出書類

別添公募申請書類一覧に基づき提出してください。

②公募受付期間及び提出先

公募受付期間	提出先及び問合せ先
【公募受付期間】 平成28年6月 6日（月曜日）から 平成28年6月17日（金曜日）まで ※土曜、日曜、祝日は除きます。 ※あらかじめ電話予約の上、ご来庁願います。 ※受付時間は、午前9時から午後5時までです。	〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号 草加市役所 健康福祉部 長寿・介護福祉課 長寿企画係 （市役所西棟1階10番窓口） 電 話：048-922-1342 FAX：048-922-3279 ※郵送、FAX等窓口持参以外での申請は受け付けません。

③提出部数

正本1部及び副本7部

※副本はすべて正本の写し（コピー）としてください。

※提出書類はフラットファイル等にとじ込み、項目ごとにインデックスを付けてください。

※用紙はA4版とし、線や文字は明瞭なものを使用してください。

(2) 追加資料の提出

市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

(3) 費用負担

応募に関して必要なすべての費用は、選定結果にかかわらず本市は一切負担しません。

5 事業者の選定について

(1) 選定方法について

審査については、2回審査を諮るものとし、第一次審査は長寿・介護福祉課による書類審査、第二次審査は草加市地域密着型サービス事業者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）において事業者による事業提案及び事業者へのヒアリングにより行います。

選考委員会の審査結果に基づき、草加市地域包括支援センター等運営協議会との協議、承認を経て、最終的に市が選考事業者を決定します。

(2) 審査の方法

市は第一次審査、第二次審査に分けて審査を行い、第一次審査の書類審査を経た事業者でなければ、第二次審査の対象としません。

ア) 第一次審査の書類審査

事業者が市に提出した草加市地域密着型サービス事業者公募申請書及び添付書類（以下、「申請書」という。）を基に次の内容を確認します。

①申請書に不備がないこと。

②事業者が予定しているサービスが第六次草加市高年者プラン（第6期介護保険事業計画）において、当該募集年度に整備される計画であること。

③法第78条の2第4項各号及び法115条の11第2項各号に該当しないこと。

イ) 第二次審査の選考委員会

選考委員会において事業者による事業提案及び事業者へのヒアリングにより、次のとおり行うものとし、原則として代表者（理事長又は代表取締役）、施設長（管理者）又はその予定者、従業員等を含め3人以内でお願いします。

また、設計会社やコンサルタントは、あらかじめ草加市が指定した事項（建物に関する書類）についてのみ対応可能とします。

(1)事業提案は、事業者ごとに30分以内を予定しています。

(2)ヒアリングは、事業提案終了後、必要に応じて適宜行います。

(3)事業者の選定は、選考委員会の委員長、副委員長及び委員が申請書、事業提案及びヒアリングの内容に基づき、次の選定の参考となる評価項目を基に総合評価を行い、一番高い評価を受けた事業者を草加市地域密着型サービス等

の整備に係る事業者として選定します。

なお、委員の構成や、詳細の評価基準、点数配分については、別に定めるものとする。

※ 日程については、改めてご連絡します。

(評価項目一覧)

I 運営法人等の評価

評価項目	採点項目
1 代表者等の経験及び適格性	・代表者等の事業運営の知識及び経験の有無
2 管理者等の経験及び適格性	・管理者等の事業運営の知識及び経験の有無
3 事業実績	・事業実績年数
4 運営状況	・経営状況（黒字・赤字）、運営法人が行っている事業所の不正請求や運営基準等の違反、介護報酬の返還の有無
5 法人の経営状況	・経営の状況が良好であり、今後の運営に支障がないかどうかの確認

II 事業所の計画の評価

評価項目	採点項目
1 事業所運営の基本的考え方	・事業所運営の考え方や事業計画の具体性の有無（研修の有無、災害時の対応、事故発生時の対応、地域との連携等）
2 建設及び運営資金の確保状況	・建設資金、運営資金の資金確保の確実性の有無 ・借入金の償還等の見通し
3 建設用地及び建物の確保	・建設用地等の確保用地及び建物の確保の有無
4 建設用地の立地条件	・用途地域や接道条件の問題の有無
5 開設にあたっての近隣住民への対応	・近隣住民等への事業所開設に係る調整の有無
6 適正配置（日常生活圏域）	・日常生活圏域内、町内における同種のサービスの有無等 ・市が公募する併設施設であること等の確認
7 施設内容	・施設が建築関連法規等の基準に適合しているかの確認（市等の関係機関との調整が取れているか等）

III その他

評価項目	評価内容
プレゼンテーション評価	分かりやすい説明等の確認

(3) 選定後の手続

選定された事業者は速やかに施設整備に着手し、建設等が終了し事業開始の準備が整った時点で、市に指定申請書を提出してください。

※公募で選定されたことによって指定が確定されたものではありません。後日、改めて指定申請書を行っていただくことになりますが、指定基準を満たさない場合は、指定を受けることができません。

6 結果通知等について

ア) 草加市は事業者の審査結果について、草加市地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。）により通知します。

また、選定された事業者については、市ホームページで公表します。

イ) 審査結果通知書により、事業所設置を内諾する旨の通知を受けた事業計画のみ、法第78条の2第1項、法115条の11第1項の規定による介護保険事業者指定を行う予定です。

ウ) 設置予定事業者は、本事業の内容を変更しようとする場合は、草加市地域密着型サービス事業者公募申請変更承諾申請書により、あらかじめ市長に申請を行い、その指示を受けてください。ただし、事業所の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更については、申請書の提出を省略できます。

エ) 前項の規定による申請を承諾することを決定したときは、草加市地域密着型サービス事業所公募変更等承諾書により通知します。

オ) 設置予定事業者は、本事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けてください。

なお、審査結果通知等の様式については、別に定めるものとします。

7 応募に当たっての留意事項

ア) 市では、事前相談期間を設けておりますので、事前にご予約の上、お越しください。

イ) 応募書類の提出をもって、応募者が応募条件等の公募内容を承諾したものとします。

ウ) 応募書類等の著作権は、応募申込者に帰属します。ただし、市は、事業者の公表等必要な場合には、応募書類等の内容を無償で使用できるものとします。

応募者から提出された応募書類等は「草加市地域包括支援センター等運営協議会」の資料として使用し、その資料及び審査結果等をホームページで公表します。

エ) 次に該当する場合、審査を行うことなく不適とします。

- ①提出された書類の内容に、重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
- ②重要な事項（建設場所・設計・施設種別・定員・資金の確保等）の変更があつた場合
- ③応募者及びその関係者が、本市職員に対し選定評価に係る働きかけを行った場合
- ④市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合

オ) 金融機関から融資を受けて事業を行う場合は、公募申請時に融資証明書等を提出してください。

ただし、申請時に提出が間に合わない場合は、市が指定する期日までに提出してください。

カ) 選定前までの辞退について

書類の提出期限後、事業予定者の選定前までに、やむを得ない事由で辞退する場合、辞退理由を明記の上、法人名・代表者名、法人印の押印のある辞退届を提出してください。（様式任意）

キ) 選定後の辞退について

事業予定者として選定した後に辞退が生じると、本市の行政計画全体に大きな支障を来たすことになります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

なお、やむを得ず辞退する場合には、草加市地域密着型サービス事業者公募中止・廃止承認申請書を提出してください。

また、事業予定者名は選定後に公表するため、その後辞退する場合は、法人名・辞退理由等についても公表することとなります。また、必要に応じて関係機関等への説明を行っていただくことがあります。

ク) その他

選定後において、開発許可が得られない場合や応募内容に重大な変更が生じた場合、また、速やかに施設整備に着手できない場合は、選定を取り消す場合があります。